



佐賀県公報

平成17年
7月29日
(金曜日)
号外第2号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

規則

◎佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

(一〇八・職員課)

訓令

◎佐賀県本庁決裁等規程の一部改正

(一六・職員課)

公布された規則のあらまし

◎佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第一〇八号）

- 1 観光課に観光企画監を置くことができることとした。
- 2 この規則は、平成一七年八月一日から施行することとした。

○ 規則

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月二十九日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第八号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成十六年佐賀県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「企業誘致推進監を」の下に、「観光課に観光企画監を」を加え、同条に次の一項を加える。

12 観光企画監は、上司の命を受けて、ファミリーツーリズムの推進に関する事務を掌理する。

附則

この規則は、平成十七年八月一日から施行する。

○ 訓令

◎佐賀県訓令甲第十六号

本庁

佐賀県本庁決裁等規程（平成十六年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成十七年七月二十九日

佐賀県知事 古川 康

第四条第五項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 観光企画監

第十二条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 観光企画監が専決することができる事務について、観光企画監が不在のときは、観光課長がその事務を決裁するものとする。

附則

この訓令は、平成十七年八月一日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 佐賀県知事 古川 康
平成十七年七月二十九日印刷及び発行

印刷所 毎週月水金曜日
株古川総合印刷

